令和２年２月２１日

# タブレット端末の運用方法及びセキュリティ対策について（案）

## １　タブレット端末の使用目的

議会資料のペーパーレス化、議会における情報伝達の迅速化、情報の共有化及び利便性向上により、省資源化や区民に開かれたわかりやすい議会の実現を図ることを目的とする。

## ２　タブレット端末の使用範囲

タブレット端末の使用範囲を⑴～⑷とし、政党活動や私的活動のための使用は禁止する。

⑴　議会活動及び地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づく議員の調査研究等の活動
⑵　区ホームページ及びインターネットサイトを利用した情報収集
⑶　議員相互及び区議会事務局との情報伝達
⑷　災害時等の緊急情報伝達

## ３　文書共有システムに格納する文書

本会議及び委員会の配布資料など執行機関や区議会事務局が作成する文書とし、陳情書の写しや人事案件等の個人情報を含む文書については、格納しない（現行どおり、紙資料により配付する）。

---

＊文書共有システム
クラウド上にあるサーバーにデジタル化した資料を保存しておき、タブレット端末やノートＰＣ等からインターネットを経由して資料にアクセスできるシステム

## 4　タブレット端末の運用イメージ

本会議や委員会における使用に加え、庁舎外（自宅や外出先）における議員の調査研究等の活動での使用を認めるものとする。

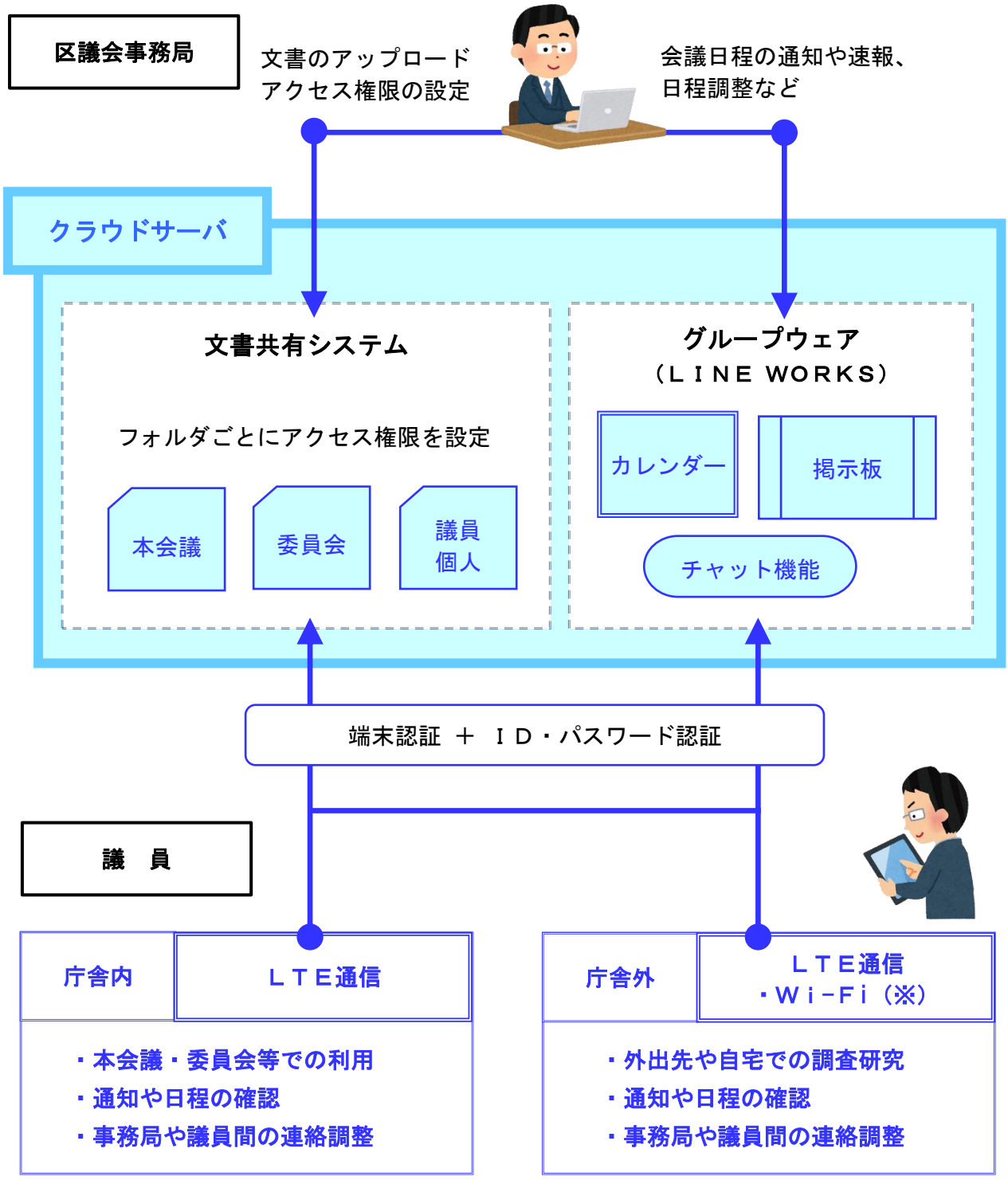


※庁外における Wi-Fi 接続は、セキュリテイ対策がなされたものに限る（事前登録制）。

## ５　タブレット端末の情報セキュリティ対策

タブレット端末の特性や庁舎外での利用によって想定されるリスクに対し、人的対策・物理的対策・技術的対策を組み合わせた適切な情報セキュリティ対策を講じる。

○人 的 対 策：タブレット端末の使用ルールの作成やセキュリティ対策研修を行う
◎物理的対策：物理的な方法により、盗難・窃視、紛失等のリスクから保護する
●技術的対策：ウイルス対策やアクセス権限の設定等の技術的な対策を行う

| 想定されるリスク | 情報セキュリティ対策 |
|---|---|
| サイバー攻撃により、情報窃取、改ざん等の被害が発生する | ●不正プログラム対策ソフトウェアの導入<br>●OS、アプリの更新<br>●USB メモリ等の外部端末との接続を禁止<br>●アプリのインストールを制限<br>インストール可能なアプリケーションについては、議会運営委員会が許可したものに限ることとし、管理者がインストールを行う。 |
| 安全性が不明なネットワークに接続することにより、情報窃取、改ざん等の被害が発生する | ●接続可能なネットワークを制限<br>（Wi-Fi フィルタリング設定）<br>Wi-Fi 接続については、議員から申請されたものであって、セキュリテイ対策がなされたものに限り、接続を認める。 |
| 文書共有システムに対する不正アクセスにより、情報が流出する | ●クラウドサービスについては、許可したタブレット端末のみアクセス可能とする<br>●アクセスログを取得及び監視する<br>●システムのアクセス権限を制御する |

| | |
|---|---|
| 紛失・盗難により、端末を入手した第三者が端末内の情報を閲覧し、情報が流出する | ○パスワードの適正な管理<br><br>○第三者への転貸・譲渡の禁止<br><br>●パスワード設定の義務化及び生体認証の導入<br><br>●データはクラウド上に保存し、タブレット端末本体にはデータを保存しない（端末にデータを保存できない仕様にするか、導入するアプリを限定する）<br><br>●紛失・盗難時はＭＤＭによるリモートロックでタブレット端末を利用できない状態にする |
| のぞき見により、画面上に表示された情報が流出する。 | ○利用場所の制限<br><br>◎のぞき見防止保護フィルムの導入<br><br>◎本会議場や委員会室、議員控室は、傍聴者等から端末の画面が見えないレイアウトとする<br><br>●操作の無い状態で一定時間経過すると自動的にパスワードロックする |
| 誤操作により、意図しない相手に情報が送信され、情報が流出する | ○セキュリテイ対策研修の実施<br><br>●導入するアプリを限定する<br><br>●データはクラウド上に保存し、タブレット端末本体にはデータを保存しない |
| インターネットの私的利用・不正利用 | ●ＭＤＭにより、閲覧禁止のカテゴリーに所属しているWEBサイト（ブラックリスト）は　閲覧することができない |

＊ＭＤＭ（モバイルデバイス管理）

タブレット端末やスマートフォンなどのモバイルデバイスのシステム設定などを統合的・効率的に管理するための仕組み。アプリのインストールなどの機能制限や、端末紛失時のリモート制御などを行うことができる。

## 6　会議中における禁止事項

本会議や委員会その他の会議中における禁止事項を定める（他区議会において禁止している主な行為は、以下のとおり）。

⑴　音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
⑵　電子メール等による外部との通信を行うこと。
⑶　議事の内容に関係の無いインターネットサイトの閲覧をすること。
⑷　ＳＮＳや掲示板等への投稿をすること。
⑸　会議を撮影、録音、録画すること。
⑹　他者の迷惑になる行為を行うこと。
⑺　その他、会議以外の目的のために使用すること。

## 7　危機管理（事故対応）

タブレット端末の紛失や盗難、故障、コンピュータウイルス感染、個人情報の漏えい、通信障害等の緊急事態発生時において迅速かつ適切に対応できるよう、他区の事例を参考にしながら、取扱いを定める。

## 8　議員の責任と違反への対応

区の情報資産（情報及び情報システム）については、情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行うとともに、個人情報については、板橋区個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととし、他区の事例を参考にしながら、議員の責任及び違反した場合の取扱いを定める。

## 9　私物端末の持ち込み（本会議、委員会における使用）

私物端末（議員が所有するタブレット端末やノートパソコン等）については、庁内ＬＡＮへの接続をすることは禁止されている。また、議会で導入する「文書共有システム」についても、個人情報を扱うシステムとする場合には、私物端末との接続は認められない。

また、区が保有している情報であって、一般に公開されていない情報を私物端末に保存することは認められない。